

中野区みどりの保護と育成に関する条例等の改正について

1. 条例の改正(案)(新旧対照表)

中野区みどりの保護と育成に関する条例(昭和53年中野区条例第42号)新旧対照表

改正案	現行
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>みどり 樹木、樹木の集団(竹林を含む。以下「樹林」という。)、生け垣及び草花をいう。</p> <p>事業者 商業、工業、建設業その他の事業活動を行う者をいう。</p> <p><u>建築行為等</u> 次に掲げる行為をいう。</p> <p>ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する確認を必要とする行為(非常災害のために必要な応急措置として行うものを除く。)</p> <p>イ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第2条第8号に規定する自動車駐車場を設置する行為</p> <p>第3条~第8条 (略)</p> <p>第2章 みどりの保護</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(保護指定)</p> <p>第10条 区長は、中野区規則(以下「規則」という。)で定められる基準に該当する樹木等のうち、特に保護する必要があると認めるものを、その所有者等の同意を得て保護指定樹木、保護指定樹林又は保護指定生け垣(以下「保護指定樹木等」という。)として指定することができる。</p> <p>2 区長は、前項の指定をしたときは、その旨を所有者等に通知するとともに、これを公表するものとする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>みどり 樹木、樹木の集団(竹林を含む。以下「樹林」という。)、生け垣及び草花をいう。</p> <p>事業者 商業、工業、建設業その他の事業活動を行う者をいう。</p> <p><u>開発行為等</u> 次のア又はイ若しくはウに掲げる行為を行う場合をいう。</p> <p>ア <u>宅地の造成その他の土地の区画形質を変更する行為。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行つた場合は除く。</u></p> <p>イ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する確認を必要とする行為</p> <p>ウ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第2条第8号に規定する自動車駐車場を設置する行為</p> <p>第3条~第8条 (略)</p> <p>第2章 みどりの保護</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(保護指定)</p> <p>第10条 区長は、中野区規則(以下「規則」という。)で定められる基準に該当する樹木等のうち、特に保護する必要があると認めるものを、その所有者等の同意を得て保護指定樹木、保護指定樹林又は保護指定生け垣(以下「保護指定樹木等」という。)として指定することができる。</p> <p>2 区長は、前項の指定をしたときは、その旨を所有者等に通知するとともに、これを公表するものとする。</p>

<p>第11条・第12条 (略) (届出義務等)</p> <p>第13条 保護指定樹木等の所有者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに、その旨を区長に届け出なければならない。</p> <p>保護指定樹木等を伐採しようとするとき。ただし、非常災害時の応急措置、通常の管理行為及び軽易な行為を除く。</p> <p>保護指定樹木等を移植しようとするとき。</p> <p>保護指定樹木等を譲渡しようとするとき。</p> <p>保護指定樹木等が滅失又は枯死したとき。</p> <p>前各号に掲げるもののほか、保護指定樹木等に異変があつたとき。</p> <p>所有者等が氏名又は住所を変更したとき。</p> <p>2 前項第1号に規定する届出に係る所有者等は、当該届出をした日から60日を経過した後でなければ届出に係る行為をしてはならない。</p> <p>3 区長は、必要と認めるときは、前項の期間を短縮することができる。 (保護指定の解除)</p> <p>第14条 区長は、次の各号のいづれかに該当するときは、<u>第10条第1項の規定による指定</u>(以下この条において単に「指定」という。)を解除することができる。</p> <p>前条第1項第1号又は第2号に該当する場合の届出があつたとき。</p> <p>前条第1項第4号に該当する場合の届出があつたとき。</p> <p>公益上の理由から指定を解除する必要があるとき。</p> <p>所有者等から指定の解除の申出があつたとき。</p> <p>保護指定樹木等が第10条第1項の基準に該当しなくなつたとき。</p> <p>2 区長は、前項第1号の届出又は第4号の申出を受けたときは、所有者等に対し、当該保護指定樹木等の保護の観点から行為の変更を求めることができる。</p> <p>3 区長は、第1項の規定により指定を解除したときは、その旨を所有者等に通知するとともに、これを公表し、指定を解除しないときは、その旨を所有者等に通知するものとする。</p> <p>第15条・第16条 (略) 第3章 みどりの推進</p> <p>第17条・第18条 (略) (公共の緑化)</p>	<p>第11条・第12条 (略) (届出義務等)</p> <p>第13条 保護指定樹木等の所有者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに、その旨を区長に届け出なければならない。</p> <p>保護指定樹木等を伐採しようとするとき。ただし、非常災害時の応急措置、通常の管理行為及び軽易な行為を除く。</p> <p>保護指定樹木等を移植しようとするとき。</p> <p>保護指定樹木等を譲渡しようとするとき。</p> <p>保護指定樹木等が滅失又は枯死したとき。</p> <p>前各号に掲げるもののほか、保護指定樹木等に異変があつたとき。</p> <p>所有者等が氏名又は住所を変更したとき。</p> <p>2 前項第1号に規定する届出に係る所有者等は、当該届出をした日から60日を経過した後でなければ届出に係る行為をしてはならない。</p> <p>3 区長は、必要と認めるときは、前項の期間を短縮することができる。 (保護指定の解除)</p> <p>第14条 区長は、<u>保護指定樹木等が次の各号の二に該当するときは、その指定を解除することができる。</u></p> <p>前条第1項第1号及び第2号に規定する届出があつたとき。</p> <p>前条第1項第4号に規定する届出があつたとき。</p> <p>公益上の理由から指定を解除する必要があるとき。</p> <p>所有者等から指定解除の申出があつたとき。</p> <p>2 区長は、前項第1号及び第4号に規定する届出を受けたときは、所有者等に対し、当該保護指定樹木等の保護の観点から行為の変更を求めることができる。</p> <p>3 区長は、第1項の規定により指定を解除したときは、その旨を所有者等に通知するとともに、これを公表し、指定を解除しないときは、その旨を所有者等に通知するものとする。</p> <p>第15条・第16条 (略) 第3章 みどりの推進</p> <p>第17条・第18条 (略) (公共の緑化)</p>
---	--

<p>第19条 区は、その設置し、又は管理する道路、河川、公園、学校、庁舎その他の公共施設について、区長が定める基準により、植栽するなどその緑化に努めなければならない。</p>	<p>第19条 区は、その設置し、又は管理する道路、河川、公園、学校、庁舎その他の公共施設について、区長が定める基準により、植栽するなどその緑化に努めなければならない。</p>
<p>（民間の緑化）</p> <p>第20条 <u>規則で定める面積の敷地（前条の規定の適用を受けるものを除く。）</u>を有する所有者若しくは管理者は、その敷地のうち規則で定めるものに、<u>区長が定める基準</u>により、植栽するなどその緑化に努めなければならない。</p>	<p>（民間の緑化）</p> <p>第20条 <u>規則により定める面積の敷地</u>を有する所有者若しくは管理者は、その敷地のうち規則で定めるものに、<u>区長の定める基準</u>により、植栽するなどその緑化に努めなければならない。</p>
<p>第21条・第22条 （略）</p> <p>（緑化計画の認定等）</p>	<p>第21条・第22条 （略）</p> <p>（開発行為と緑化）</p>
<p>第23条 <u>規則で定める規模以上の建築行為等</u>を行おうとする者は、緑化に関する計画書を区長に提出し、認定を受けなければならない。</p>	<p>第23条 <u>規則により定める規模以上の開発行為等</u>を行おうとする者は、<u>その行為に係る土地又は敷地の緑化</u>に関する計画書を区長に提出し、認定を受けなければならない。ただし、東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）第47条第1項及び第48条第1項に規定する開発行為に該当する場合は除く。</p>
<p>2 前項に規定する緑化計画は、区長が定める緑化基準に適合するものでなければならない。</p> <p>3 区長は、第1項に規定する緑化計画の認定を受けないで<u>建築行為等</u>を行おうとする者又は認定を受けた緑化計画の内容に違反し、若しくはその履行をしない者に対して、緑化計画の認定を受けるよう又は当該認定に適合する<u>建築行為等</u>を行うよう若しくは緑化計画を履行するよう勧告することができる。</p> <p>4 区長は、前項の規定による勧告に従わない者に対して、当該<u>建築行為等</u>の中止を求めることができる。</p>	<p>2 前項に規定する緑化計画は、区長が定める緑化基準に適合するものでなければならない。</p> <p>3 区長は、第1項に規定する緑化計画の認定を受けないで<u>開発行為等</u>を行おうとする者又は認定を受けた緑化計画の内容に違反し、若しくはその履行をしない者に対して、緑化計画の認定を受けるよう又は当該認定に適合する<u>開発行為等</u>を行うよう若しくは緑化計画を履行するよう勧告することができる。</p> <p>4 区長は、前項の勧告にしたがわない者に対して、当該<u>開発行為等</u>の中止を求めることができる。</p>
<p>第4章 雜則</p> <p>第24条～第28条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p>	<p>第4章 雜則</p> <p>第24条～第28条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p>
<p><u>附 則</u></p> <p>1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。 ただし、第14条第1項及び第2項並びに第20条の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 改正後の第23条の規定は、この条例の施行の日以後において緑化に関する計画書を提出すべき者（同日前までに緑化に関する計画書を提出する者を除く。）について適用し、同日前までに緑化に関する計画書を提出すべき者及び提出する者については、なお従前の例による。</p>	

2. 施行規則の改正(案)

主な改正内容

(1) 地上部の緑化基準の強化

改 正 (案)	現 行
対象となる敷地面積 ・中高層とその他の区分を撤廃 一律 200 m ² 以上とする。	対象となる敷地面積 中高層建築 300 m ² 以上 その他の建築物 200 m ² 以上
緑化対象面積の算定 A : 敷地面積 × (1 - 建ぺい率) × 0.2 B : (敷地面積 - 建築面積) × 0.2 建ぺい率は緩和規定を使わない。 上記 2 式で算出された値の小さい方の面積を緑化対象面積とする。 上記算定式により 16 m ² 以上のもの	緑化対象面積の算定 敷地面積 × (1 - 建ぺい率) × 0.2 建ぺい率は緩和規定を使える 上記算定式により 16 m ² 以上のもの
規格別の緑化面積算出基準 樹木 1 本当たり緑化面積 ・高木 : 3.0 m ² ・中木 : 1.2 m ² ・低木 : 0.3 m ² ・生け垣 : 長さ × 0.6	規格別の緑化面積算出基準 樹木 1 本当たり緑化面積 ・高木 : 3.5 m ² ・中木 : 1.5 m ² ・低木 : 0.5 m ² ・生け垣 : 長さ × 0.6
接道部緑化の延長算出基準 ・植栽地 : 道路に接した延長 ・生け垣 : 道路に接した延長 単独木の場合 ・高木 : 2.0m ・中木 : 1.2m	接道部緑化の延長算出基準 ・植栽地 : 道路に接した延長 ・生け垣 : 道路に接した延長 単独木の場合 ・高木 : 2.1m ・中木 : 1.4m

(2) 建築物上の緑化基準の導入(義務化)

改 正(案)	現 行
対象となる敷地面積 200 m ² 以上	区条例の規定なし 「都条例は、敷地面積1,000 m ² (公共施設250 m ²)以上で規定」
緑化対象面積の算定 屋上面積×0.2 この屋上とは、人の出入りが可能で管理可能な部分をいう(階段、エレベーター、防護柵などが付置されているもの)。 ソーラーパネル、空調等の設備部分を除く。 上記算定式により、20 m ² 以上のもの	
緑化対象となる場所 ・屋上(ルーフテラス等含む) ・壁面 ・ベランダなど	
緑化面積算出基準 植栽基盤の面積。壁面は、補助資材で覆われた面積。 その他都基準に準じる。	
緑化植物 樹木、芝、多年草等による	
その他の規定 ・地上への振替は、低木以上の樹木によるものとする。 ・地上の緑化を屋上へ振替える場合は、低木以上の樹木によるものとし、緑化対象面積の50%までとする。	